

藤田医科大学 岡崎医療センター 医療福祉相談室

医療ソーシャルワーカー 山田 裕子



地域医療連携部

- 医療連携室

医療機関からの紹介患者の受入れ

紹介いただいた医療機関への受診・経過報告、情報提供

医療機関訪問

- 入退院支援室

看護師、薬剤師による予約入院患者さんへの入院・手術に関する説明

入院前の生活状況、内服薬の確認

- 医療福祉相談室

看護師、医療ソーシャルワーカー

療養中の心理的・社会的・経済的問題の相談

退院支援



医療ソーシャルワーカーの紹介



医療ソーシャルワーカーの役割

《福祉相談》

入院・外来に関わらず
患者さん・ご家族

社会保障制度の案内

介護保険

高額療養費

生活保護

身体障害者手帳申請

特定医療費助成制度

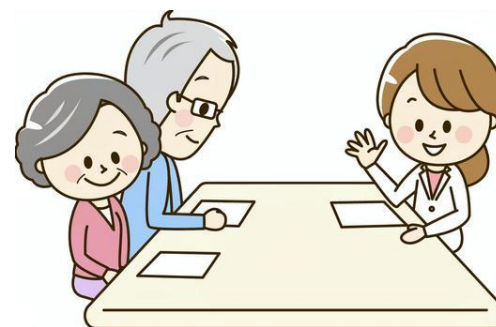
《退院支援》

退院サポートナースと協同

自宅退院

施設入所調整

転院調整



医療ソーシャルワーカーの一日

- 8 : 30 始業
担当病棟の申し送りに出席
病棟の退院サポートナースと退院調整の進捗状況の確認
- 9 : 00 新規入院患者の情報収集、退院支援の担当となる挨拶
- 9 : 30 MSWミーティング（毎週火曜日）
- 10 : 00 転院相談 情報FAX
- 10 : 30 外来福祉相談
- 13 : 30 退院支援カンファレンス（ぐるぐるカンファレス）
- 14 : 00 主治医ICに同席
家族と面談 転院希望先の確認
退院前カンファレンス
- 14 : 30 多職種カンファレンス
- 15 : 30 転院相談 情報FAX
- 16 : 30 業務まとめ
- 16 : 45 終業



課題としてしていること①

～経済的問題のある方の支援～

- 経済的問題

給与・年金等の収入がない
入院費の支払いができない
健康保険未加入



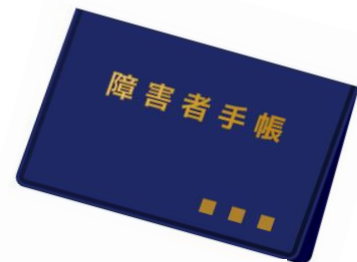
- 高額療養費制度・受領委任払い の適応へ

- 生活保護申請 → 支給決定までに最低2週間



社会保障制度に決定までは

転院・入所ができない



課題としてしていること②

～身元保証人問題のある方の支援～

身元保証等がない方の定義

- 身寄りのない人
- 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- 家族の支援が得られない人

転院・施設入所には必ず身元保証人が必要

介護保険制度では、身元保証人がいないとの理由で入所を断っては
いけないと提示しているが。。。

身元保証人が整わないと



転院・入所ができない

課題としてしていること②

～身元保証人問題のある方の支援～

身元保証人に求められること

- 緊急時の連絡先
- 入院費・施設利用料の支払い代行
- 退院・退所に関すること
- 入院計画書やケアプランの同意
- 入院中に必要な物品を準備する等の事実行為
- 医療行為(手術や検査・予防接種等)の同意
- 遺体・遺品の引き取り

課題としてしていること②

～身元保証人問題のある方の支援～

意思表示ができる方

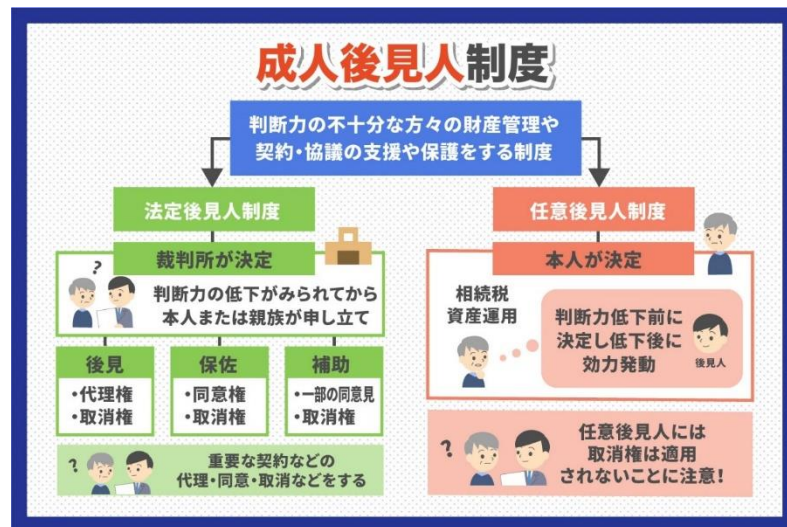
➡ 身元保証会社との契約

- 契約には料金がかかる
- 家族代行(諸手続き)・金銭管理
- ICの義務はない

意思表示ができない方

➡ 成年後見人制度利用

- 申請から後見人決定まで
約半年かかる
- 医療同意はできない
- 財産管理・身上監護・職務内容の報告



ご清聴ありがとうございました